

令和6年7月18日

岩倉市長 久保田 桂朗 様

岩倉市水道料金等審議会

会 長 千頭 聡

水道料金及び下水道使用料の適正化について（答申）

令和5年7月24日付け岩上下発第812号で諮問のありましたこのことについて、
当審議会において慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

水道料金及び下水道使用料の適正化について

答 申 書

令和6年7月18日

岩倉市水道料金等審議会

目 次

はじめに	1
1 答申内容	2
2 水道料金の改定について	2
(1) 料金体系	2
(2) その他	3
水道料金表	4
3 下水道使用料の改定について	5
(1) 使用料体系	5
(2) その他	5
下水道使用料金表	6
4 附帯意見	7
水道料金及び下水道使用料改定スケジュール	8

はじめに

本市の水道事業は、昭和46年の創設以降、これまでに2期にわたる拡張事業や水道の統合を重ねながら市民生活や都市活動を支え、生活環境の向上に寄与されてきた。

現行の水道料金は、消費税及び地方消費税の改正を除くと、平成20年12月に使用水量が少ない区分の見直しを実施して以来、15年以上据え置かれている。また、基本料金及び使用水量に応じた従量料金の区分といった全般的な見直しを実施したのは、昭和63年2月であり、実に35年以上見直しが行われていない状況である。

令和2年度には、将来にわたって安定的に事業を継続するための中長期的な経営の基本計画である「岩倉市水道事業経営戦略」が策定されたが、人口減少や水需要の減少等による収益の減少や老朽化した水道施設の更新に伴う費用の増大により、将来の資金不足が見込まれている。

下水道事業は、平成元年から特別会計を設置し建設に着手、平成7年2月に供用開始以降、市民の快適な生活環境を支える重要なライフラインとして寄与されてきた。

現行の下水道使用料については、汚水処理費用に対して十分な使用料収入が得られていないにもかかわらず、消費税及び地方消費税の改正を除くと、平成7年2月の供用開始以降一度も改定が行われていない。

下水道事業は公営企業であり、事業に伴う収入によって経費を賄う独立採算制の原則に従い経営する必要があるが、不足する経費は一般会計からの繰入金によって経営を維持しており、下水道の利益を受けていない人の税金が使われている状況が課題となっている。

このような状況の下で、令和5年7月24日に岩倉市長から「水道料金及び下水道使用料の適正化について」の諮問を受けた岩倉市水道料金等審議会では、岩倉市水道事業及び岩倉市公共下水道事業の現状及び将来の見通しなどに関する様々な資料に基づいて、慎重な審議を重ね、ここに結論を得たので次のとおり答申する。

1 答申内容

水道は、市民の快適な生活環境を支える重要なライフラインとしてかかせないものであり、安全で良質な水道水を安定的に供給することが求められる。

下水道については、欠かすことのできない重要な社会基盤として、公衆衛生の向上、生活環境の改善、都市の健全な発達、公共用水域の水質保全に貢献し、将来に渡り安定的に使用することが求められる。

そのためには、今後も経費削減などの経営努力を継続することが前提となるが、次の時期に改定するのが妥当であると判断した。

水道料金については、令和2年度に策定した経営戦略及び当審議会に資料として提出された「投資・財政計画」において、令和9年度に資金の不足が生じる見込みであることから、令和9年度が妥当である。

下水道使用料については、汚水処理費用を使用料収入で賄えていない経営状況は早急に改定が必要ではあるが、市民への周知期間の確保を考慮し、令和7年度が妥当である。

2 水道料金の改定について

(1) 料金体系

料金は、各使用者群に対して総括原価を各群の個別費用に基づいて配賦し、基本料金と従量料金に区分することが一般原則とされている。

基本料金は、使用水量の有無に関わりなく、需要家の存在に伴い発生する費用を賄うものであり、従量料金は、実使用に対する費用を賄うべきものである。この料金体系は、公平性が保たれ、サービス需要の増大に伴う原価の増を個々の料金によって回収できる利点があり優れた考え方とされている。

このため、現在の基本料金と従量料金からなる二部料金制を引き続き採用することが妥当である。

① 基本料金

現在の基本料金は、ひと月あたり5立方メートルの水を基本水量として含めているが、基本水量の範囲内での使用については料金が一律となることから、負担の公平性を鑑み、基本水量は廃止とすることが妥当である。

また、家事用、営業用、官公署用、湯屋用といった「用途別」の基本料金区分としているが、実際の使用可能水量に影響する水道メーターの口径に応じた負担となる「口径別」に基本料金を設定することが妥当である。

② 従量料金

従量料金は、使用水量に応じ単価が変動する「逦増型」、「逦減型」、「単一型」に区分され、現在は「逦増型」を採用している。「逦増型」は、事業者など大量使用者の水道料金を高く設定することにより、一般家庭などの料金を安くし、水の合理的な使用を促すことを目的に考えられた制度であり、限りある資源である水の使用を抑制するためにも、「逦増型」を継続して採用すべきである。

また、基本水量の廃止に伴い、0立方メートル超からの単価を新設するとともに、負担の公平性を鑑み、現在の水量区分ごとの単価を一律5%の上げ幅とするのが妥当である。

③ メーター使用料

「用途別」から「口径別」への変更に合わせ、メーター使用料を廃止するのが妥当である。

(2) その他

消費税等について、これまで10円未満を切り捨てとしていたが、1円未満の処理とし、水道料金の改定時に、下水道使用料と共に実施することが妥当である。

水道料金表（現行）

1か月料金計算・消費税及び地方消費税別

用途	基本水量	基本料金	従量料金（1 m ³ につき）	
			水量区分	料金
家事用 営業用 官公署用	5 m ³ 以下	500円	5～10 m ³	80円
			11～20 m ³	105円
			21～30 m ³	125円
			31～40 m ³	160円
			41～50 m ³	190円
湯屋用	10 m ³ 以下	900円	51 m ³ 以上	215円
臨時用 （基本料金なし）	1 m ³ につき		11 m ³ 以上	90円
				215円

メーター使用料

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
使用料	40円	60円	80円	100円	150円	400円	1,000円

※ 消費税及び地方消費税を加算した後10円未満切り捨て

水道料金表（改定後）

1か月料金計算・消費税及び地方消費税別

口径/用途	基本料金	従量料金（1 m ³ につき）	
		水量区分	料金
13mm	530円	0 m ³ 超～5 m ³ 以下	40円
20mm	550円	5 m ³ 超～10 m ³ 以下	84円
25mm	850円	10 m ³ 超～20 m ³ 以下	110円
30mm	1,270円	20 m ³ 超～30 m ³ 以下	131円
40mm	2,550円	30 m ³ 超～40 m ³ 以下	168円
50mm	3,570円	40 m ³ 超～50 m ³ 以下	200円
75mm	8,920円	50 m ³ 超	226円
臨時用 （基本料金なし）		1 m ³ につき	226円

※ 消費税及び地方消費税を加算した後1円未満切り捨て

3 下水道使用料の改定について

(1) 使用料体系

現在は用途別の料金体系としているが、水道の料金体系が「用途別」から「口径別」に変更し湯屋用を廃止することから、下水道使用料も公衆浴場用を廃止し、一律の基本使用料とすることが妥当である。

また、水道料金と同様の考え方により、二部料金制を引き続き採用することが妥当である。

① 基本使用料

現在の基本使用料には、ひと月あたり5立方メートルの排出量を基本排出量として含めているが、基本排出量の範囲内での使用については使用料が一律となることから、負担の公平性を鑑み、基本排出量は廃止とすることが妥当である。また、基本使用料については、使用者への負担を考慮し、610円、800円、980円と段階的に引き上げることが妥当である。

② 従量使用料

現在の使用料体系は、排出量の増加に応じて使用料単価が高くなる逦増制を採用している。一般家庭などの使用料の負担を軽減するためにも、「逦増型」を継続して採用すべきである。

また、基本排出量の廃止に伴い、0立方メートル超からの単価を新設するとともに、負担の公平性を鑑み、現在の排出量ごとの単価を一律約4%の上げ幅とするのが妥当である。

③ 使用料単価

現行の85円である使用料単価を、国の基準である汚水処理原価（1立方メートルあたり150円）まで引き上げる必要があるが、使用者への負担を考慮し、110円、130円、150円と段階的に引き上げることが妥当である。

(2) その他

下水道使用料については、一度に引き上げると負担になることから、経営状況や社会情勢の変化等を考慮しつつ、4年ごとに3段階に分けた使用料改定を行うことが妥当である。

下水道使用料金表（現行）

1か月料金計算・消費税及び地方消費税別

区分	基本排出量	基本使用料	超過使用料（1 m ³ につき）	
			超過排出量	使用料
一般用	5 m ³ 以下	428円	6～10m ³	60円
			11～20m ³	78円
			21～40m ³	97円
			41～100m ³	117円
			101～500m ³	145円
			501 m ³ 以上	184円
公衆浴場用	10m ³ 以下	364円	11～100m ³	一般用で算出した額の1/2
			101 m ³ 以上	一般用で算出した額の1/4

※ 消費税及び地方消費税を加算した後10円未満切り捨て

下水道使用料金表（改定後）

1か月料金計算・消費税及び地方消費税別

区分	基本使用料			従量使用料 （1 m ³ につき）			
	改定1回目	改定2回目	改定3回目	排出量	改定1回目	改定2回目	改定3回目
汚水	610円	800円	980円	0m ³ 超～5m ³ 以下	42円	47円	52円
				5m ³ 超～10m ³ 以下	62円	70円	78円
				10m ³ 超～20m ³ 以下	81円	91円	101円
				20m ³ 超～40m ³ 以下	101円	113円	126円
				40m ³ 超～100m ³ 以下	122円	136円	151円
				100m ³ 超～500m ³ 以下	151円	169円	188円
				500m ³ 超	191円	214円	238円

※ 消費税及び地方消費税を加算した後10円未満切り捨て（2回目・3回目は1円未満切り捨て）

4 附帯意見

(1) 経営努力と業務改善

健全な経営を持続するために、料金改定によるものだけでなく、業務の委託や共同化など、支出削減のための努力や新たな収入確保の方法を検討し、業務の改善に引き続き努めること。

(2) 市民への周知

水道料金、下水道使用料の改定は、市民生活や経済活動に大きな影響を与えることから、料金改定の必要性や変更点等について、市民の理解が得られるよう分かりやすい周知に努めること。

(3) 料金等の見直しについて

この度の水道料金及び下水道使用料の改定は、現状の経営状況を鑑みれば、必要な改定と判断するが、経済状況やライフスタイルの変化及び使用者への影響等を見極めながら、定期的に審議会を開催し、必要に応じて料金体系等の適正化について検討を行うこと。

水道料金及び下水道使用料改定スケジュール

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和14年度	令和15年度
水道料金	現行料金		新料金	水道料金改定	新料金	新料金	新料金	新料金
下水道使用料	現行料金	下水道使用料改定 (110円)	1回目新料金		2回目新料金	下水道使用料改定 (130円)	2回目新料金	下水道使用料改定 (150円)

() 内は下水道使用料単価